

高齢化社会と家族

岩 男 耕 三

はじめに

産業資本主義のこの最初期の段階では、家族の役割が社会の生産過程においていぜんとして中心的であった。

農家の夫婦と子どもたちは、ほうき、マットレス、および石けんづくり、木工や小さな鍛冶仕事、製革、酒の醸造や蒸留、馬具づくり、搾乳やチーズづくり、サトウモロコシの圧縮・煮沸による糖密づくり、丸太を切ったり割ったりしての柵づくり、パン焼き、漬けもの、時には紡いだり織ったりしさえする仕事を、たがいに分担していた。これらの農場活動の多くは、都市化が始まり、農業から工場ないしは他の都市労働への雇用の移転が始まつたあとでさえ、家族の自然的生活様式として続けられた。

家族の必要とするものの事実上すべてが家族の成員によって供給されていた。生産者と消費者は事実上同一だった。家族が経済の単位であり、生産の全体系は家族を基礎としていた。資本主義的生産様式が、個人、家族、および社会の要求の総体をとらえ、それを市場に従属させることによって資本の要求に奉仕するようにつくりかえるのは、独占時代になつてからのことである。(H.ブレイヴァマン、労働と独占資本、1974、邦訳、P.296~8、岩波書店)

家族は、われわれの時代に大きな歴史的变化に当面し、今もなお変りつづけている。それは、自己の生活資料の生産の社会への委譲、生活維持のための家族員の共同作業の放棄といつていゝだろう。ブレイヴァマンは、いまから数10年ないし100年くらい前の合衆国の具体的な家族生活を描いて、この変化をいきいきと浮かびあがらせた。

わが国では、その資本主義発展の特殊性、明治いらい数10年にわたる特殊な法規制(家制度)などによって、このような根本的な变化は第2次大戦後に、しかもきわめて短期間に展開することになったが、これに対する社会の関心は、これまでほとんど家族規模の縮少や親子、夫婦関係の変化などを意味する“核家族化”現象に集中してきたように思われる。1960年代半ば以降、公害や過疎地における老人問題など、高度成長の諸矛盾が顕在化するによよんで、ようやく一部で家族問題が注目されるようになるが、それはなお充分とはいえない状況にある。家族の変化の底には、社会の変化がある。基本的にはむしろ、前者は後者の反映とみなければならぬだろう。巨大な生産力を基礎にして、大規模な資本制生産の高度に発展したこの社会にあっては、家産とその継承を基礎にした家族生活様式は、しだいになじみ難いものになっている。人びとは、自覚しにくいままで、家族のきずなを離れて、生産・消費の両面で商品市場にまきこまれていく。したがってこの変化は、夫婦・親子・兄弟姉妹などの私生活関係にも入りこんでくるであろう。そこではすでに、市場関係をこえた新しい時代の家族関係づくりが求められはじめているといわねばならない。

高齢化社会に対処すべき家族の諸問題を考えるにあたっても、このような観点を見失わないことが必要であろう。それぞれの歴史的条件に応じて不斷に変化するこの社会にあっては、出生、血縁などの身体的関係をともなう家族関係といえども、これに固定的な規定を与えることは難しいのである。

家族や高齢者の問題は、いうまでもなく私事にわたる面が大きく、又、地域や階層の違いによっても事情は大きく異なり、資料の制約だけからしてもこれを正確にとらえるのは至難である。しかし、それを知りながらあえて、本稿では上の観点からするひとつの接近を試みてみたい。

I 戦後社会の変動と家族

1945年9月、日本の無条件降伏、ポツダム宣言受諾にもとづいて軍事占領、間接統治を開始した連合国軍は、はやくも10月に入ると政治犯釈放、「人権確保の5大改革」(婦人解放、労働組合結成奨励、学校教育民主化などの)要求、治安維持法廃止などの諸措置をやつぎばやに進め、ついで11月には財閥解体指令、そして翌46年にはすでに農地改革に手をそめるなどして、日本のいわゆる戦後改革推進に着手した。

戦後家族の改革はなによりも家制度の廃止を出発点としなければならなかったが、この第一歩は、こうしたなかで重大な契機を与えられたのである。基本的人権の確立、すべての国民の個人としての尊重、居住・移転・職業選択の自由などを基礎とし、家族の原理として婚姻の自由、夫婦の平等をうたった日本国憲法(1946.11)、これをうけて根本的な改正が行なわれた新民法(1947.12)が、近代的な夫婦中心の家族を明らかにしたのである。しかしこれは、改革の第一歩であって、現実の家族の変革は1950年代後半以降をまたなければならなかった。

家産や家業の継承を基礎とする世代家族(三世代家族)が、大規模に夫婦家族へ転換し、それに対応して、家族規模が顕著に縮少するのは、わが国では1950年代後半のことである。この変化と、これと密接な関連をもつ諸指標の変化を、国勢調査報告によって確かめてみよう(表1)。まず、さきにふれたように、こうした変化のなかでもっとも関心をひいた家族規模(普

表1 家族変動関連諸指標の推移(1950~1980、全国)

| | 総人口 (万人) | 普通世帯数 (万世帯) | 普通世帯 平均人員 (人) | 家族形態別構成(普通世帯)(万世帯) | | | 産業別人口構成(%) | | |
|------|-------------|----------------|---------------------|--------------------|------------------|---------------|------------|------|------|
| | | | | 核 世 帯 | 家 族 世 帯 | 単独世帯 | 第1次 | 第2次 | 第3次 |
| 1950 | 8,320 | 1,643 | 4.97 | — | — | — | 48.5 | 21.8 | 29.6 |
| 1955 | 8,928 | 1,738 | 4.97 | 1,035 (59.5)% | 643 (37.1)% | 60 (3.4)% | 41.0 | 23.5 | 35.5 |
| 1960 | 9,342 | 1,957 | 4.54 | 1,179 (60.2) | 686 (35.1) | 92 (4.7) | 32.6 | 29.2 | 38.2 |
| 1965 | 9,828 | 2,309 | 4.05 | 1,446 (62.5) | 683 (29.6) | 180 (7.9) | 24.6 | 32.3 | 43.0 |
| 1970 | 10,372 | 2,707 | 3.73 | 1,719 (63.5) | 697 (25.7) | 290 (10.8) | 19.3 | 34.0 | 46.6 |
| 1975 | 11,193 | 3,139 | 3.48 | 2,007 (64.0) | 703 (22.3) | 429 (13.7) | 13.9 | 34.1 | 51.7 |
| 1980 | 11,692 | 3,408 | 3.32 | 2,160 (63.4) | 711 (20.8) | 538 (15.8) | 10.9 | 33.5 | 55.4 |

〔注〕①A方式による(表2参照)②()内は、普通世帯全数に対する各世帯形態の構成比、%。

〔資料〕国勢調査

通世帯平均人員) の縮少については、明治いらい、ほとんど一貫して5人を維持してきたものが、1955年を境にして以後、4.54人、4.05人、3.69人と急速に縮少したことが知られる(図1)。これは後に見るように、出生率の急速な低下によるところが大きいが、核家族世帯、単独世帯の割合の上昇をも反映したもので、世代家族世帯の割合は、1960年の35.1%から65年には一挙に29.6%に低下し、その15年後の80年には21%にまで落ちこんでいる。これに対して、核家族世帯は、1960年以降急増過程に入り、75年まで5年ごとにほぼ270万世帯から290万世帯づつ増加して、80年までの20年間にほとんど倍増することになった。ただその割合が、わずかしか上昇していないのは、他方で、60年には4.7%であった単独世帯が、80年には15.8%へと10%以上も比率を高めて、これを相殺したためである。一般に用いられている3方式によって核家族世帯の比率を算出・比較してみると、表2のとおりであり、このなかではC方式によるものがもっとも実態に近いものといえよう。きわめて短期間のこうした家族形態別構成の変化は、この時期の産業構造の激変によるもので、1955年以降、第1次、第2次、第3次産業就業者構成の比率は、1955年~65年の間に、それまで圧倒的比重をもっていた第1次のそれが、その他の2つと次つぎに逆転して低下していることでも裏づけられるであろう(図2)。農業人口の急減は農業経営の行き詰まりによるものである。農地改革(1947~49年)によってわが国の農業生産力は、1955年までのわずかな期間に戦前水準を上まわるめざましい上昇をみせたが、それにもかかわらず、伝統的な農業構造(零細農耕制)の枠のなかで、ほぼ55年を境にして農業所得は減少に転ずることになり、これがやがて、上の農業人口の減少をまねくことになったのである。こうして農工格差のひろがるなかで、農家世帯員は個別に第2次、第3次産業へ流出して新たに核家族世帯を形成することになった。世代家族世帯の絶対数が減少していないのは、従来の農家が兼業化しつつ、そのかなりの部分が家産を維持したことと、すぐ後につるよう、非農林自営業者世帯がこの間顕著に増加した(表3)ことによるものである。これらによって総世帯数は、同じ20年間に1,987万世帯から3,411万世帯へと、1.7倍に激増するにいたった(図3)。

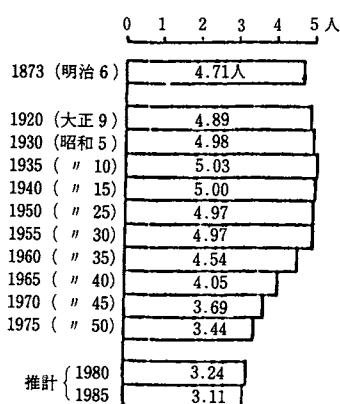


図1 普通世帯平均人員の推移

[資料]各國勢調査、ただし、1873年は『全國戸籍表』からの小山隆集計、1980年・85年は人口問題研究所の将来推計。

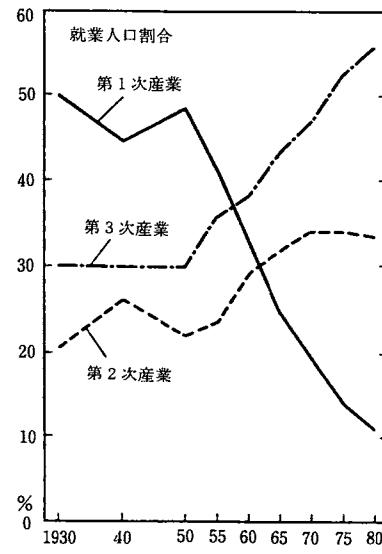


図2 わが国の就業構造の変化

[出所]『日本国勢団会』国勢社、1986年版より

表2 核家族世帯率の推移

| | 1920年 (大正9) | 1955年 (昭和30) | 1960年 (昭和35) | 1965年 (昭和40) | 1970年 (昭和45) | 1975年 (昭和50) | 1980年 (昭和55) |
|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| A方式 | 55.3 | 59.6 | 60.2 | 62.6 | 63.5 | 64.0 | 63.4 |
| B方式 | 61.3 | 63.5 | 65.3 | 70.4 | 74.3 | 77.5 | 79.2 |
| C方式 | 59.1 | 62.1 | 63.5 | 68.2 | 71.5 | 74.2 | 75.4 |

(注) A = (夫婦世帯 + 夫婦と子 + 父子 + 母子) ÷ 普通世帯数 × 100

B = (夫婦世帯 + 夫婦と子 + 父子 + 母子 + 単独世帯) ÷ 普通世帯数 × 100

C = (夫婦世帯 + 夫婦と子 + 父子 + 母子) ÷ 親族世帯数 × 100

〔資料〕国勢調査

〔出所〕曾田、三浦編、図説老人白書、1983、頃文社

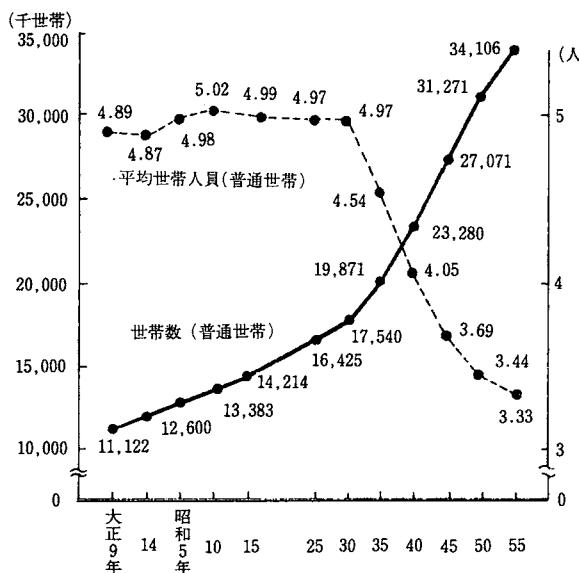


図3 世帯の推移 〔資料〕国勢調査 〔出所〕表2と同じ。

表3 世帯業態別世帯構成の推移(1955~80年)一推計一(単位:千世帯, %)

| | 総 数 | 農耕世帯 | 雇用者世帯 | 非農自営業世帯 | その他の世帯 |
|------|--------|-------|--------|---------|--------|
| 1955 | 18,963 | 5,102 | 9,299 | 2,481 | 2,081 |
| 60 | 22,476 | 5,093 | 12,272 | 3,195 | 1,916 |
| 65 | 25,940 | 4,840 | 15,592 | 3,772 | 1,735 |
| 70 | 29,887 | 4,567 | 18,038 | 5,102 | 2,179 |
| 75 | 32,877 | 3,841 | 20,854 | 5,043 | 3,138 |
| 80 | 35,338 | 3,466 | 22,520 | 5,445 | 3,907 |
| 1955 | 100.0 | 26.9 | 49.0 | 13.1 | 11.0 |
| 60 | 100.0 | 22.7 | 54.6 | 14.2 | 8.5 |
| 65 | 100.0 | 18.7 | 60.0 | 14.5 | 6.7 |
| 70 | 100.0 | 15.3 | 60.3 | 17.1 | 7.3 |
| 75 | 100.0 | 11.7 | 63.4 | 15.3 | 9.5 |
| 80 | 100.0 | 9.8 | 63.7 | 15.4 | 11.1 |

〔資料〕厚生行政基礎調査

〔出所〕布施、玉水編、現代の家族、1982、P.26により作表。

新しい憲法の制定、これに伴う民法の改正は、70年にわたった家族秩序と国家体制を支えてきた柱の一環を排除するものであった。家の廃止を人びとは恐れ、またとまどった。敗戦による産業の壊滅状態、インフレーション、失業、食糧危機のなかでは、むしろそれが自然でもあった。しかし、この制度改革によって、ただちに実生活が変りはじめたわけではなかった。1950年代前半にはなお、総就業者の50%以上の自営業者をかかえていた戦後日本は、その条件を欠いていたものといえよう。それゆえに又、この時期には改革に対する根強い抵抗がつづき、さらに一部保守勢力（自由黨憲法調査会など）による家制度復活論が公然と語られもした。55年以降の社会変動は、こうした状況をはじめて一変させたのである。

このような家族形態の変化とあわせて、次に世帯業態別の世帯数の推移を確かめておこう。表3によると、農耕世帯は60年以降著減し、80年までに163万世帯（60年の約30%）も減少した。しかし他方、非農林自営業世帯は同時期225万世帯も増加しており、さきにもふれたように、この時期の世代家族世帯総数の増加はこの両者を差しひきしたものとなっていることによる。これに対して、雇用者世帯は、1955年の930万世帯から80年の2,250万世帯へと、2.4倍の激増であり、75年（高度成長の終焉）までに総世帯の63%をしめるにいたった。わが国の家族形態構成は、このわずか20年あまりの間に、都市型労働者家族がその主力を形成することになったのである。1977年の厚生行政基礎調査によると（表4）、「核家族」世帯は、雇用者世帯で66.4%、非農林自営業者世帯、農耕世帯でそれぞれ66.2%、33.1%をしめるにいたっており、ここではすでに、世帯業態の枠をこえた夫婦家族志向の進展をもうかがわせるものがある。

表4 世帯業態、世帯構造別世帯構成 1977年

（単位：%）

| | 総 数 | 単 独 世 帯 | | | 「核 家 族」 世 帯 | | | | 三 世 代 世 帯 | そ の 他 の 世 帯 |
|--------------|--------|---------|---------------------------------------|------------------|-------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------------|
| | | 総 数 | 住み込 み・寄 宿等 に居住 する单 独世帯 | その他の 単独 世帯 | 総 数 | 夫 婦 のみの 世 帯 | 夫婦と 未婚の 子のみ の世帯 | 片親と 未婚の 子のみ の世帯 | | |
| 総 数 | 100.0 | 19.2 | 5.6 | 13.6 | 59.4 | 11.7 | 43.5 | 4.2 | 16.0 | 5.4 |
| 雇用者・自営業者等の世帯 | 100.0 | 21.2 | 6.2 | 15.0 | 62.4 | 12.2 | 45.7 | 4.4 | 11.9 | 4.5 |
| 雇用者世帯 | 100.0 | 18.3 | 6.5 | 11.8 | 66.4 | 11.5 | 50.6 | 4.4 | 11.2 | 4.0 |
| 自営業者世帯 | 100.0 | 6.6 | 0.1 | 6.4 | 66.2 | 12.4 | 50.1 | 3.7 | 20.1 | 7.1 |
| その他の世帯 | 100.0 | 59.5 | 13.5 | 46.0 | 32.8 | 16.4 | 10.8 | 5.6 | 3.8 | 3.9 |
| 農耕世帯 | 100.0 | 1.4 | 0.0 | 1.3 | 33.1 | 7.2 | 23.5 | 2.5 | 52.5 | 13.1 |
| 専業世帯 | 100.0 | 3.9 | 0.0 | 3.8 | 37.7 | 15.9 | 19.1 | 2.7 | 44.7 | 13.8 |
| 兼業世帯 | 100.0 | 0.4 | — | 0.4 | 31.3 | 3.7 | 25.2 | 2.5 | 55.5 | 12.8 |

〔資料〕厚生行政基礎調査

〔出所〕表3と同じ、P.30

ただ農耕世帯の場合は、核家族率は単独世帯率とともに、とくに専業世帯において高いことに注意しなければならない。同厚生行政基礎調査によると、専業で単独世帯、夫婦のみの世帯のうち、「高齢者のいる世帯」（つまり高齢者のみの世帯）は、それぞれ71.1%、66.7%という高率である。他方、農業センサスによると、下層専業農家のほとんどが「欠損世帯」（男子生産年齢人口がない世帯）であることも明らかにされており、したがって、農耕世帯のなかの核家族・単独世帯の多くは、本来の核家族とは異なる、あとつきを失った棄老状態にあるものとみなければならないだろう。

家産(家業)は世代家族の物質的基礎である。この物質的基礎の広い範囲にわたる分解によって、戦後家族の転換がはじまった。それは又、家産からの個人の解放でもあり、近代的な個人の形成の一つの要件ともなったものである。家業、あるいは生業を基礎とする労働組織であり、又扶養組織であり、従って共同体的性格をもそなえたかつての家族は、やがて、これらいずれの側面をも失うことによって、身軽な、稼得者を軸とする消費集団へと変化したのである。それは、生産したがって生活の場(単位)の、家族から社会への転換を意味する。かりに模式図をかくとすれば、図4のようになるであろう。このような変化の中で、個々の家族員はむしろ、家族の外での商品関係に直接に結びつくことになる。働く場(仕事の内容)、教育・学習の場(人間形成期)、娯楽・社交の場、さらには老人、病人の世話にいたるまで、日常生活のなかでの家族生活の場面はいよいよ小さくなっていく。ここでは、個人の解放は、同時に孤立化をも意味するであろう。離婚や家出などが、しばしば家族解体とよばれてきたが、そうした現象が表面化する以前に解体はすでに、この歴史的変動の中にはじまっているのである。

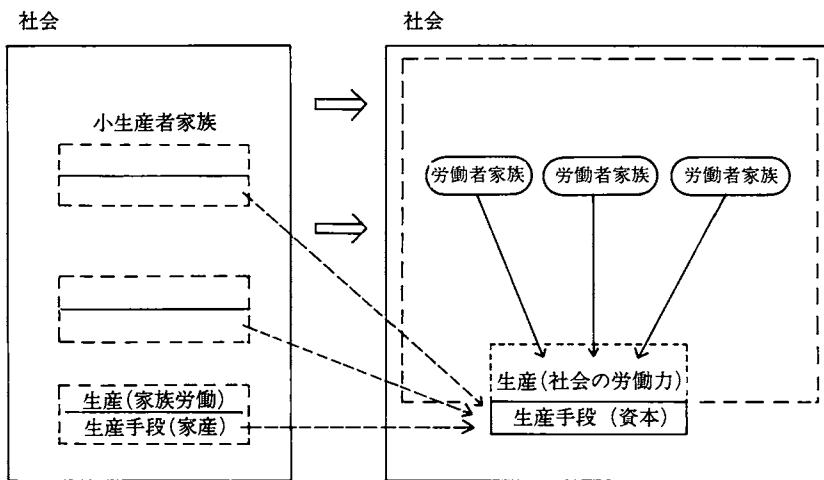


図4 生産の社会化と家族形態の変化

昭和22年8月の国会で公述人として、柳田国男はすでに、この孤立化、私化について次のように述べていたのである。

とにかく最少限度の自然家族、親と子というものが一緒に住めるようにするだけの努力を、将来はしていかなければならない。せっかく与えられたところの自由を、ほんとうに楽しむことができない。

現在、法制だけ変えて、法制によって世の中が変わるとしたら樂觀の極であります。これをするがためには、一方に施設がなければならぬ。われわれの考え方方が変らなければならぬ。この家の問題はごく小さな、いわゆる口から手というようなしがない生活をしておる者にもかかわっておる問題であります。この法律が今年通るということは、おそらくもう予言していいだろうと思いますが、逆になりますけれども、この実質はそういう小さいことではないということを考えて、これに伴うところの必要な社会教育、必要な社会制度の設立ということは、今までのようのんきな、いつかはつくるというような気持ではなくして、大急ぎにとりかからなければならない（第一国会、司法委員会公聴会会議録、東京大学社会科学研究所編、戦後改革1、p.306～7）。

II 戦後日本における人口高齢化と老人問題

人口高齢化とは、ふつう 65 歳以上人口の総人口にしめる割合が 7 % を一応のメドにして、それ以上の水準に高まることをいう。ここで 65 歳も 7 % も、客観的な根拠はなく、国連統計におけるこれらの基準に、多くの国が便宜上ならっているというにすぎないものである。一般にヨーロッパ先進諸国では共通して 19 世紀後半ごろから、経済の高水準達成を基礎にして、医療・衛生の進歩により、死亡率、とくに乳幼児死亡率のいちじるしい低下がみられるようになり、さらに出生率の低下がこれにつづき(多産多死から多産少死へ、そしてさらに少産少死へ)、その結果、人口年齢構成を表示する人口ピラミッドが、富士山型からつり鐘型へ、さらにつぼ型へという典型的な移行をともに経験することになった。これを人口転換などとよんでいるが、それが人口構成の高齢化をひき起すことになり、フランスでははやくも 1865 年ごろに、そして他の西欧諸国も 1930 年ごろまでには、上の 7 % に達することになった。

わが国ではこの転換は、他の諸国にかなり遅れて第 2 次大戦後に始まり、しかもその後は、これ迄の諸国の経験にみられないような速さで進展し、さらにこれによって 21 世紀初頭には、世界のどの国よりも高い水準の人口高齢化をもたらされると推測されているのである。厚生省人口問題研究所の推計によると(表 5)、65 歳以上人口の割合は、1985 年には 10 % を越え、2000 年にははやくも 16 % を越えて、2021 年にピークの 23.58 % にまで達するとされる。この 2020 年ごろまでの推計をふくめて、先進 6 か国の高齢化過程を比較したものが図 5 である。表 6 は、この人口高齢化の速度を、65 歳以上人口の比率が 7 % をこえて 14 % の水準にいたるまでの年数によって測って、6 つの国を比較したものであるが、わが国の場合、他の諸国に比べて、7 % 到達年次についていかにおくれ、それにもかかわらず、その後 14 % に達するまでの所要年数においていかに短期間であるかを明らかにしている。

表 5 年齢 3 区別人口および構造係数(厚生省人口問題研究所・昭和 61 年 12 月・中位推計の結果)

| 年 次 | 人 口 (単位:千人) | | | 割 合 (%) | | | |
|---------------|-------------|--------|---------|-----------------|--------|---------|----------------|
| | 総 数 | 0~14 歳 | 15~64 歳 | 65 歳以上(75 歳以上) | 0~14 歳 | 15~64 歳 | 65 歳以上(75 歳以上) |
| 昭和 60 年(1985) | 121,049 | 26,042 | 82,534 | 12,472 (4,713) | 21.51 | 68.18 | 10.30 (3.89) |
| 65 (1990) | 124,225 | 23,132 | 86,274 | 14,819 (5,917) | 18.62 | 69.45 | 11.93 (4.76) |
| 70 (1995) | 127,565 | 22,387 | 87,168 | 18,009 (6,986) | 17.55 | 68.33 | 14.12 (5.48) |
| 75 (2000) | 131,192 | 23,591 | 86,263 | 21,338 (8,452) | 17.98 | 65.75 | 16.26 (6.44) |
| 80 (2005) | 134,247 | 25,164 | 84,888 | 24,195 (10,472) | 18.74 | 63.23 | 18.02 (7.80) |
| 85 (2010) | 135,823 | 25,301 | 83,418 | 27,104 (12,456) | 18.63 | 61.42 | 19.96 (9.17) |
| 90 (2015) | 135,938 | 23,876 | 81,419 | 30,643 (13,894) | 17.56 | 59.89 | 22.54 (10.22) |
| 95 (2020) | 135,304 | 22,327 | 81,097 | 31,880 (15,313) | 16.50 | 59.94 | 23.56 (11.32) |
| 100 (2025) | 134,642 | 22,075 | 81,102 | 31,465 (17,367) | 16.40 | 60.24 | 23.37 (12.90) |

(注) ① 総人口のピークは、昭和 88 年で 136,030 千人に達する。

② 老年人口のピークは、昭和 95 年で 31,880 千人に達する。

③ 高齢化のピークは、昭和 96 年で老年人口比率が 23.58 % に達する。

[出所] 「高齢化社会年鑑 86~87」(同編集委員会)、1987、P.23

人口転換を介して展開する高齢化のもっとも基本的な原因は、平均寿命の伸長と出生率の低下、なかんずく後者にあるとされているが、わが国におけるその推移を図示したのが図 6 である。これによると、敗戦直後の 1947~49 年に顕著に上昇(いわゆる第 1 次ベビーブーム)した出生率は、そのあと数年に満たない短期間に一気に下降して 30 の水準を切り、さらに 20 の水準を割って、1984 年には 12.5 にまでおち込むことになった。一般に、出生率低下の原因を特定することはむずかしいが、わが国の場合には、いわゆる戦後改革推進の中での人権意識の浸透、

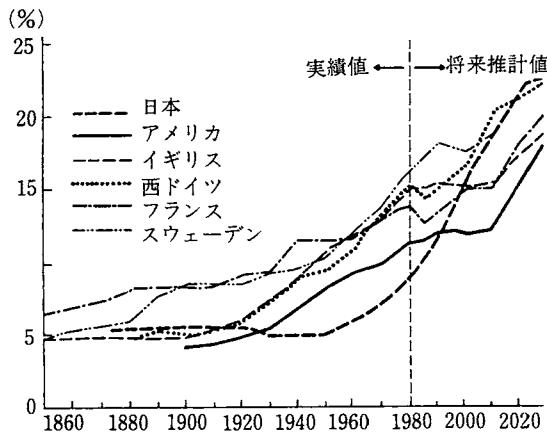


図5 主要国における高齢化の状況

—65歳以上人口比—

(資料) 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集」(昭和58年)
(出所) 昭和59年厚生白書

表6 高齢化進展の国際比較

| 国名 | 65歳以上人口比率の到達年次 | | 所要年数 |
|--------|----------------|-------|------|
| | 7% | 14% | |
| 日本 | 1970年 | 1996年 | 26年 |
| アメリカ | 1945 | 2020 | 75 |
| イギリス | 1930 | 1975 | 45 |
| 西ドイツ | 1930 | 1975 | 45 |
| フランス | 1865 | 1980 | 115 |
| スウェーデン | 1890 | 1975 | 85 |

(資料) UN 「The Aging of Population and its Economic and Social Implications (1956)」
Nathan Keyfitz and W. Flieger 「World Population (1968)」
UN 「World Population Prospects Estimates and Projections as Assessed in 1982」等
1984年以後の日本人口は、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

(出所) 経済企画庁、長寿社会の構図、1986

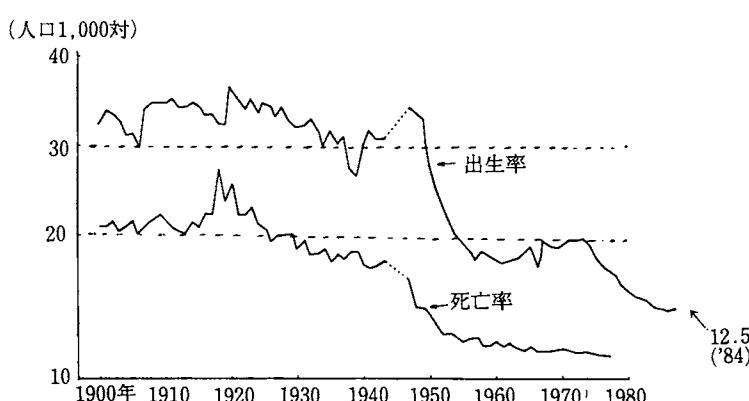


図6 日本の出生率・死亡率の推移

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」により作成。

家族調節の普及などのほか、とくに、敗戦直後の住宅難、食糧危機が強い影響を与え、その後今日にいたる時期においても、とくに急速に膨張する教育費負担や家計費などを数えあげねばならないであろう(アンケート調査・図7)。以下にみると、人口高齢化の社会経済にあたえる影響には甚大なものがあるが、その高齢化の原因がこのようないわば社会そのものの矛盾にあるとすれば、当面する人口高齢化の諸課題に対処するためには、よほど透徹した社会の構造的分析が必要であろう。さもなければ、対症療法的なうわすべりをくり返すことになりかねないことになろう。

さて、わが国におけるこのような急速な高齢化は、社会の諸方面に深刻な衝撃を与えているが、それが最も直接的にかかるのは、いうまでもなく高齢者自身である。高齢人口比率の上昇(それは、同時に生産年齢層の絶対的減少をともなう。厚生省の昭和61年中位推計では、70年の8,717万人から90年には8,142万人へ、575万人減)は、当然、その社会(実質的にはその生産年齢層)の負担を大きくするが、しかし、両者の綱引きのすえにとり残されるのは結局高齢者ということに傾きがちであり、諸困難が弱いところにしわよせられるのは、ここでも避

けられないであろう。そして今後、いわゆる日本型福祉社会が進められるとすれば、諸負担の多くは家族に押しこめられて、家族内老人問題をひろげるという可能性をも充分に警戒する必要がある。このような事情の中で、とくに家族との接点に注目しながら、戦後日本における人口高齢化にかかる諸指標の推移を図示したものが図8である。これによると、高齢者人口比率の上昇は、すでにそれ以上のテンポで高齢者世帯の比率を高めており、さらに、深刻な諸問題で社会の強い関心を集めている独居老人が、はげしい勢いで増加していることがわかる。他方、子との同居率が顕著に低下

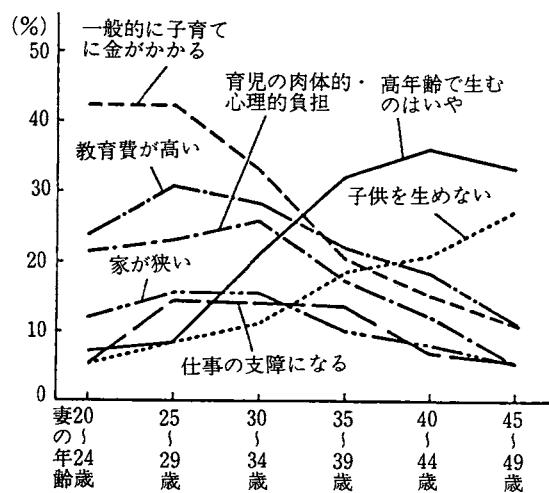


図7 理想子供数を下まわる理由

(資料) 厚生省「第八次出産力調査」1982

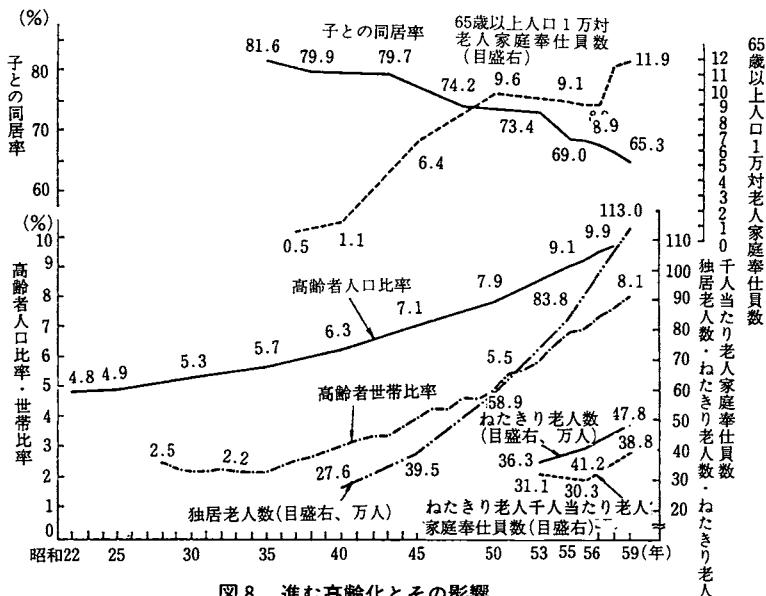


図8 進む高齢化とその影響

- (注) 1. 高齢者とは65歳以上の者である。高齢者世帯とは、男65歳以上、女60歳以上のみで構成するか、または、これらに18歳未満の者が加わった世帯である。
- 2. 老人家庭奉仕員数は厚生省資料による各9月末現在数である。
- 3. 同居率は、有配偶および無配偶の子との同居率である。
- 4. 独居老人数は、国勢調査による普通世帯中の65歳以上の単独世帯数であり、59年値については「厚生行政基礎調査」による。住み込み・寄宿舎等に居住する者を除いた65歳以上の単独で居住する者である。
- 5. ねたきり老人とは、65歳以上でねたきり期間6カ月以上の者である。「厚生行政基礎調査」によるねたきり老人数に特別養護老人ホーム入所者数を加えた。
- 6. ねたきり老人千人当たり老人家庭奉仕員数については、特別養護老人ホーム入所者数を除いた。

(資料) 総務庁「国勢調査」、「推計人口」、厚生省「厚生行政基礎調査」、厚生省資料による。

(出所) 経企庁、昭和60年版国民生活白書、P.175

している点も見逃がせないであろう。図9は、1970年から80年にかけての家族形態別構成の推移を、総世帯（一般世帯）と60歳以上の高齢者のいる世帯とに分けて示したもので、ここでも高齢者の子との同居率の低下がはっきり読みとれるが、これによると、総世帯の場合は、構成比の変動はようやく沈静化してきたかのような感を与えるのに對して、高齢者世帯の方は今まさに変化のさなかにあって、単独および夫婦のみの世帯の合計は80年で29.1%、総世帯の場合とほとんど同じ高さになっていることがわかる。

さらに経済企画庁の推計（同総合計画局、高齢者の実態と21世紀福祉社会の展望、昭和60年、P.23）によると、2000年に

は65歳以上の者のいる単独世帯、夫婦のみの世帯はそれぞれ17.7%、22.8%、計40.5%にもなるという。図9の諸動向の示すものは、なによりも高齢者の“孤立化”ということであろうか。前項でみたように、1950年代後半以降わが国では、世代家族から夫婦家族へといふ家族変動が大規模に進められたが、それは同時に、高齢化が急進するという同じ時期だったのである。戦後家族のこの夫婦家族化は「近代化」の名のもとに評価されてきた。しかしそれは、前項でも指摘したように、じつは産業化（商品経済の浸透）の帰結としての孤立化でもあった。そして、ここにみる高齢者の孤立化は、この産業化の帰結をより明瞭な形で表現したものとみるとできよう。60歳以上の者のいる単独世帯、および夫婦のみの世帯の比率は、地域別にみると都市的地域ほど高いことも明らかである（表7）。親子両世代の分離が、このように生産手段

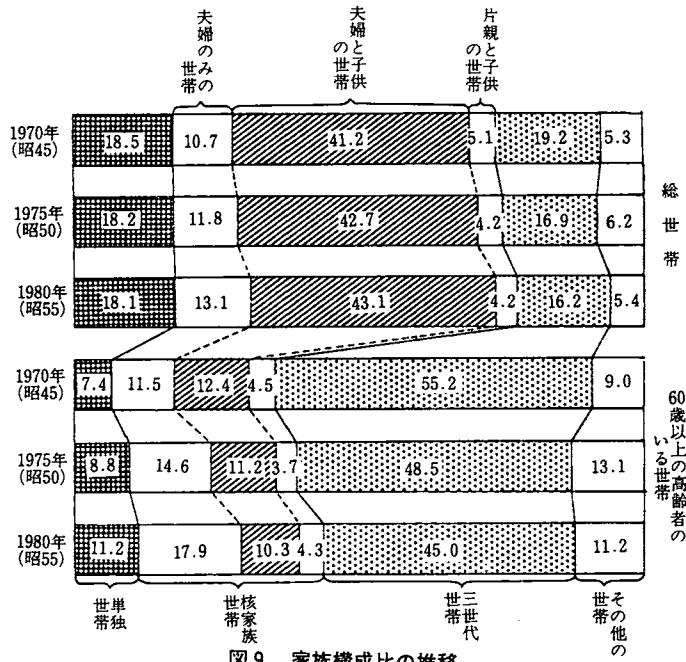


図9 家族構成比の推移

〔資料〕厚生行政基礎調査（A方式による）

〔出所〕表2と同じ。

表7 60歳以上の者のいる世帯の地域別、世帯類型別分布

（単位%）

| | 総数 | 単独世帯 | 夫婦のみの世帯 | 夫婦または片親と未婚の子の世帯 | 三世代世帯 | その他の世帯 | 60歳以上の者のいる世帯の割合 |
|----------|-------|------|---------|-----------------|-------|--------|-----------------|
| 総数 | 100.0 | 10.9 | 17.9 | 14.6 | 45.0 | 11.2 | 31.8 |
| 市部 | 100.0 | 12.3 | 19.6 | 16.5 | 41.0 | 10.6 | 28.1 |
| 大都市 | 100.0 | 17.3 | 22.9 | 21.1 | 28.7 | 10.1 | 25.1 |
| 人口15万人以上 | 100.0 | 11.7 | 20.1 | 16.9 | 40.7 | 10.6 | 27.2 |
| 人口15万人未満 | 100.0 | 9.7 | 16.9 | 13.3 | 49.1 | 10.9 | 31.6 |
| 郡部 | 100.0 | 8.7 | 14.0 | 10.4 | 54.1 | 12.7 | 45.1 |

〔資料〕厚生行政基礎調査 1980年 〔出所〕表3と同じ。

の喪失による生活基盤の弱体化を一つの背景にもっているとすれば、『経済的自立という近代化の可能性があつて老人の別居家族が増えているのではなく、自立の近代化の可能性が少ない階層（貧困層）ほど核家族化に傾き、棄老が進行している』（那須宗一・湯沢雍彦編、老人扶養の研究、1970 壇内出版）という指摘も、この点から又検討することが必要であろう（図10、上層～下層は老人の生活水準を示す）。

「近代化」とはなにかが、ここではきわめて具体的な形で問われている。又、この機会に、戦後広く使われてきた核家族化という無歴史的概念が、この問題の本質をいかにみえにくくしてきたかをも指摘しておこう。

広く知られているように、たしかに欧米においては、家族生活の近代化、というより世代間の独立が徹底しており、老後の老夫婦のみの生活を当然とする慣習が定着しているとみられる。図11によると、デンマークの場合、配偶者のある間は80%以上の高齢者夫婦が子とは別居しており、配偶者を失うとその率はやや低くなるものの、それでも子との別居は60%におよび、そのことを裏づけている。

湯沢雍彦によると、日本の場合は、子との同居は、子夫婦、独

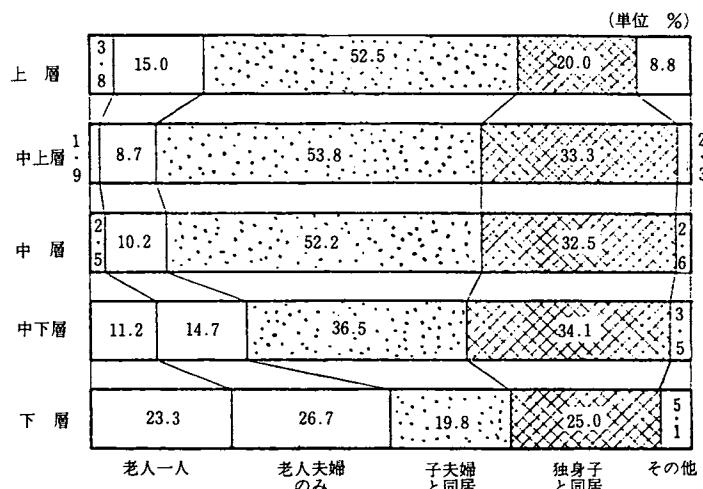


図10 昭和44年6月における同居家族形態(水準別)

〔資料〕厚生省「老後の生活に関する世論調査」

〔出所〕那須、湯沢編、老人扶養の研究、1970

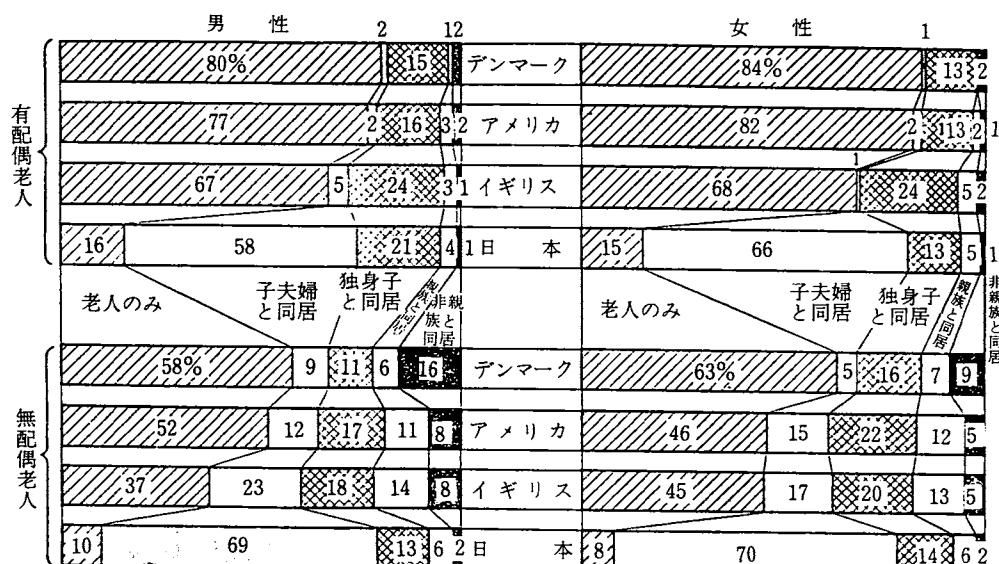


図11 老人の同居形態の国際比較(日本は1960年、他国は1962年) (単位 %)

(注) デンマーク・アメリカ・イギリスは、E. Shanas, P. Townsend; Old people in Three Industrial Societies, 1968, P.186。日本は、厚生省「昭和35年高齢者調査」による。いずれも、65歳以上。全国抽出調査。

〔出所〕図10と同じ。

身子の場合を合わせると常に80%を前後するほど圧倒的で、まさに日本のといえるが、欧米の場合は、配偶者を失ってもなお、半数近くの老人が誰とも同居せず一人暮しをつづけるのは、健康な老人の自立心の強さを感じさせるものがある、という（老人扶養問題の構造と展開、老人扶養の研究、所収）。この底には、日本の場合と違って年金、公的扶助などの市民社会による支え、サービスが整えられているから、とも説明されているが、逆に、それならなぜ別居の必要があるのかとの疑問もうかびそうである。

もちろんここでは、かつて家族がもっていた家族員の相互扶助機能をそのまま高く評価しようとしているのではなく、まして、これを再び蘇させたいのではない。かつてその外の世界から閉じられた家族の中に封じこめられていた相互扶助機能は、いまや開かれた一般社会に拡げられなければならない。しかし、開かれたはずの新しい世界が、じつは、本来の共同性を欠いていたのではないかという疑問をぬぐえない。そこに、密集の中の孤独といわれる現代都市をみるのは誤りであろうか。

表8 世帯主年齢階層別年間収入5分位階級分布
(全国・全世帯) (%)

| 年間収入 階級 年齢 | I | II | III | IV | V | 計 |
|------------------|------|------|------|------|------|-------|
| 平均年間収入 | 209 | 293 | 356 | 448 | 675 | |
| —24 | 53.8 | 20.0 | 14.1 | 9.8 | 2.4 | 100.0 |
| 25—29 | 43.3 | 29.6 | 15.3 | 8.7 | 3.2 | 100.0 |
| 30—34 | 25.1 | 30.1 | 24.0 | 13.6 | 7.2 | 100.0 |
| 35—39 | 16.3 | 23.7 | 25.6 | 22.6 | 11.8 | 100.0 |
| 40—44 | 14.1 | 15.8 | 23.6 | 26.4 | 20.2 | 100.0 |
| 45—49 | 11.0 | 13.2 | 15.9 | 25.3 | 33.6 | 100.0 |
| 50—54 | 11.4 | 7.9 | 12.9 | 22.4 | 45.4 | 100.0 |
| 55—59 | 17.9 | 12.8 | 10.6 | 19.8 | 38.9 | 100.0 |
| 60—64 | 28.6 | 13.7 | 12.8 | 18.6 | 26.4 | 100.0 |
| 65以上 | 31.4 | 16.3 | 15.9 | 14.4 | 22.1 | 100.0 |

〔資料〕総務庁統計局「家計調査年報」1984年。

〔出所〕四方寿雄編、危機に立つ家族、1987

表9 基礎的所得の種類別にみた所得4分位階級別の高齢者世帯の百分率(1978年)

| | 総 数 | 第I 4分位 | 第II 4分位 | 第III 4分位 | 第IV 4分位 |
|----------|-------|--------|---------|----------|---------|
| 高齢者世帯全数 | 100.0 | 76.1 | 13.2 | 5.1 | 5.6 |
| 雇用者所得 | 100.0 | 50.5 | 21.8 | 12.9 | 14.9 |
| 事業所得 | 100.0 | 66.7 | 18.5 | 3.7 | 11.1 |
| 農業所得 | 100.0 | 81.8 | 18.2 | — | — |
| 家内労働所得 | 100.0 | 62.5 | 37.5 | — | — |
| 財産所得 | 100.0 | 71.1 | 10.5 | 5.3 | 13.2 |
| 年金・恩給 | 100.0 | 85.3 | 10.0 | 3.7 | 1.1 |
| その他の社会保障 | 100.0 | 97.4 | 2.6 | — | — |
| その他の所得 | 100.0 | 91.2 | 8.8 | — | — |

〔資料〕『昭和52年国民生活実態調査』P.26。

表10 老人の現在の生活費の収入源(1981年) (複数回答、%)

| 収入源 | 日本 | タイ | アメリカ合衆国 | イギリス | フランス |
|----------|------|------|---------|------|------|
| 公的な年金 | 64.6 | 4.1 | 82.1 | 87.7 | 74.9 |
| 私的な年金 | 8.4 | 0.4 | 27.1 | 35.5 | 49.3 |
| 預貯金の引き出し | 11.4 | 6.9 | 22.0 | 15.2 | 6.9 |
| 財産からの収入 | 15.6 | 8.3 | 45.1 | 13.1 | 11.9 |
| 就業収入 | 41.0 | 42.1 | 27.3 | 11.6 | 5.1 |
| 子供などの援助 | 29.8 | 79.7 | 2.4 | 1.7 | 3.3 |

〔資料〕内閣総理大臣官房老人対策室編、老人の生活と意識—国際比較調査結果報告書、1982

最後にこうした高齢者世帯が、その所得基盤においていかに危機的状況におかれているかの一端をみておこう(表8、9、10)。一般に定年年齢を越した高齢者の所得が、それ迄に比べて格段に低下することは容易に推測できるところであるが、1984年総務庁調査では、60歳以上層の収入のはば30%が第I5分位に分布していることがわかる。しかし、あらゆる種類の所得にわたる高齢者世帯の全体についてみると、じつに76.1%が第I4分位階級に分布し、とくに農業所得を基礎とする高齢者世帯の場合は81.8%、さらに年金・恩給、その他の社会保障を基礎するものの場合は、それぞれ85.3%、97.4%が第I4分位階級とされ、家族を離れた「社会」の場で高齢者がいかに処遇されているかの一端を明らかにしている。欧米諸国に比べて、わが国の高齢者は公的年金に余り多くは依存できないため、なんらかの職を求め、又子どもの援助に頼らざるをえない事情を、これらの数字はよく示しているといえよう。

III 家族による高齢者扶養

よく知られているように、幼児、病弱者、老人など自活の不可能ないしは困難な者に対する、社会におけるなんらかの関係による扶養を本格的に法制化するのは、資本主義社会になってからのことである。それは、一般に弱者、社会の最底層の存在を、それがいかにたてまえにとどまっているにしても、どのように承認するかということと、他方では、これらを社会の労働力としてどの程度に必要とするかということにかかわって、社会が転換したことに関係している。もちろん、その前提に、これらの人びとにに対する扶養を物質的に可能にした、社会の生産力の発達があることはいうまでもないであろう。

老人の扶養、生活保障は、その一環として成立したものである。

このような生活保障を、国家の責任として法制化したものとされる社会保障制度は、第1次世界大戦後に生まれ、第2次大戦になると、国際的合意をもえて*、欧米先進諸国において、又日本でも整備されるようになり、さらに、いわゆる福祉国家が大きな目標ともされるにいたったといわれている。

* 「世界人権宣言」 1948年12月

第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的協力により、また、各國の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利を実現する権利を有する。

第25条 すべての人は、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己および家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利ならびに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

しかし、そこではなお同時に、これらの保障の実現が社会的・経済的状態に依存するところから、条文に書かれても、たんにプログラム的性格のものであることが多いともされるのである。わが国でも、大きな国民的关心を集めた朝日訴訟第一審で、東京地裁は憲法第25条について、『健康で文化的な最低限度の生活は、理論的には特定の国における特定の時点において一応客観的に決定すべきものであるし、しうるものであるが、そのさい注意すべきは、国内における最低所得層の生活水準をもってそれにあたると解してはならないこと、それはその時々の予算の有無によって決定されてはならず、むしろ予算の配分を指導支配すべきものであることなどである』(昭35.10)としたにもかかわらず、最高裁大法廷はそれをこう判定した、『健

康で文化的な最低限度の生活とは、抽象的・相対的概念であり、その具体的な内容は、文化の発達、国民経済の進展その他多数の不確定要素を総合考量してはじめて決定できるものであるから、その認定判断は、裁量権の限界を超えた場合等のほかは、厚生大臣の裁量権にまかされている』(最大判昭42.5.24)と。こうして国民大衆の現実生活においては、親族間扶養(私的扶養)が扶養の実質を背負わされることになる。国家による生活保障の責任は、かくて基本的には、自己都合による政府の判断によってまぬがれうことになるが、その前にすでに、保障の第1次的目的は親族にあることが、たてまえとして規定されているのである。たとえば現行生活保護法は、第4条(保護の補足性)でこう規定している。

保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行なわれる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行なわれるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行なうことを妨げるものではない。

今日の高度工業化社会において家族(親族)は、こうして法制度の上ではたてまえでも、事实上でもあらゆる扶養義務をせまられることになる。しかし、家族がこのような義務を負うべき理由はどこにあるのであろうか。また、すでに第I項で詳細に検討したように、家族はその負担能力をもちうるのだろうか。現実的にも事態はきわめて困難である。これまで見たところによれば、平均寿命が急速に伸びた今日、定年後ほとんど20年を自活するだけの蓄えを期待することは難しいであろう。又、家計の圧迫が子どもを生む数を抑制しているような一般庶民の生活のなかで、しかも、子どもの教育と自己の老後の備えにもっとも経費のかかる時期に、老親扶養の多くを要求するには非常なむりがある(図12)。老親扶養の重荷が、とくに女性の肩にかかることは、表11に示される女性の生活からみても明瞭であろう。社会保障の肩代りを支える伝統的な「親族扶けあいの醇風美俗」は、この時代すでに、家族に耐えることのできない負担をもたらしているのではないか。「子が親の生活をみるのは当然」としても、時代の変化・転換を無視した強制は、やがてそれを形骸化させることもおそれねばならないであろう。

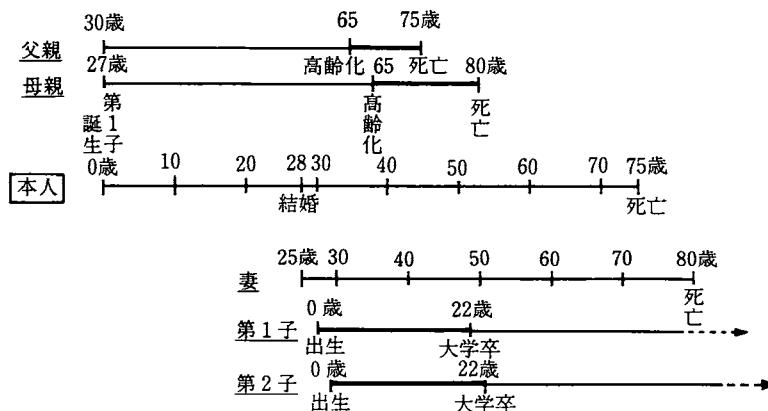


図12 三世代ファミリー・サイクル

(注) 平均結婚年齢と出産間隔は「人口動態統計」による。

(出所) 表8に同じ。

表11 長く働き続ける場合の困難や障害

| 区分 | 該当者数 | 育児 | 老人や病人の世話 | 子供の教育 | 家事 | 夫の転勤 | 家族の無理解や反対 | 自分の健康 | 職退場での慣行結婚・出産 | 昇進女性の教育別訓練扱い等の | う労働を考え方がやめるとい | その他の | わからぬ | 障れるも困難はと考えら | 計 |
|---------------------|---------|--------|----------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------------|----------------|---------------|-------|-------|-------------|---------|
| 総 数 〔年齢〕 | 人 2,418 | % 65.1 | % 35.4 | % 30.1 | % 32.1 | % 16.7 | % 17.3 | % 30.3 | % 9.5 | % 5.9 | % 10.6 | % 0.3 | % 2.3 | % 1.7 | % 257.2 |
| 20 ~ 29歳 | 399 | 75.2 | 26.3 | 33.8 | 32.3 | 20.8 | 18.3 | 22.8 | 17.0 | 11.3 | 17.3 | 0.3 | 2.0 | 0.3 | 277.7 |
| 30 ~ 39歳 | 760 | 69.9 | 33.3 | 30.9 | 30.0 | 16.2 | 17.4 | 26.3 | 10.0 | 5.9 | 12.9 | 0.3 | 2.2 | 1.1 | 256.3 |
| 40 ~ 49歳 | 711 | 61.0 | 38.1 | 30.8 | 31.6 | 15.6 | 16.9 | 34.7 | 6.6 | 3.8 | 7.6 | 0.4 | 1.8 | 2.4 | 251.5 |
| 50 ~ 59歳 | 548 | 56.2 | 41.2 | 25.5 | 35.2 | 15.9 | 17.0 | 35.6 | 6.9 | 4.6 | 6.6 | 0.2 | 3.3 | 2.7 | 250.9 |
| (65歳以上の) （人との同居） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同居している | 602 | 59.5 | 48.5 | 26.1 | 31.7 | 14.3 | 13.6 | 31.1 | 10.3 | 5.8 | 9.1 | 0.3 | 2.0 | 2.0 | 254.3 |
| 同居していない | 1,816 | 66.9 | 31.0 | 31.5 | 32.2 | 17.5 | 18.5 | 30.1 | 9.2 | 5.9 | 11.1 | 0.3 | 2.4 | 1.6 | 258.1 |

〔資料〕内閣総理大臣官房広報室「婦人の就業に関する世論調査」1983年10月。

少なくともこれまで、家族は「本質的に経済単位」であり、なかんずく生産集団であった。それが、ヨーロッパではここ100年以来、そして日本では50年あまりの間に根本的変化に見舞われてきた。それによって、現代家族（じつは労働者家族）はもはや、扶養集団たりうるか疑わしくなったのである。欧米に比べてわが国ではなお強い親子同居志向は、意識の上ではなお続くであろうが、しかし、変化する歴史的現実を押えつづけることはできないであろう。われわれの課題は、この歴史の方向にそった新しい高齢者生活保障のあり方を、しかも早急に創りだすことであろう。